

(案)

## 特殊機械保守管理業務委託契約書

沖縄県動物愛護管理センター所長 ●● (以下「甲」という。)と●● (以下「乙」という。)は、甲を管理権原者とする特殊機械の保守管理業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、下記建物内の特殊機械設備を安全かつ衛生的で快適な使用に資するために総合的な管理を乙に委託し、乙は、これを請負い誠実に履行する。

- (1) 所在地 沖縄県南城市大里字大里 2000 番地
- (2) 名 称 沖縄県動物愛護管理センター

(契約の内容および範囲)

第2条 この契約に基づき乙が実施すべき業務の範囲は次のとおりとし、その内容は別紙「特殊機械保守管理業務委託 仕様書」(以下「仕様書」という。)により定める。仕様書に定めるものの他は、その都度協議する。

- (1) 受入設備保守点検管理業務
- (2) 収容設備保守点検管理業務
- (3) 誘導設備保守点検管理業務
- (4) 処分設備保守点検管理業務
- (5) 搬送設備保守点検管理業務
- (6) 炭酸ガス供給設備保守点検管理業務
- (7) 保冷库保守点検管理業務
- (8) 燃料供給設備保守点検管理業務
- (9) 焼却設備保守点検管理業務
- (10) 骨灰回収設備保守点検管理業務
- (11) 排ガス処理設備保守点検管理業務
- (12) 電気計装設備保守点検管理業務
- (13) CO-02 計保守点検管理業務
- (14) 錆止め塗装点検補修業務

2 不時の故障の際、甲より通知があった時は、乙は技術者を派遣し、適切な処置を行う。

(契約期間)

第3条 契約の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、本契約にかかる予算の減額または削除があった場合、甲は本契約の一部および全部を解除することができる。これにより乙に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(契約金額)

第4条 この契約に基づき甲が乙に支払う契約金額は、 円 (うち、取引にかかる消費税額および地方消費税額 円) とする。

(注) 「取引にかかる消費税額および地方消費税額」は、消費税法第28条第1項および第29条の規定ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 2 毎回の点検および報告に合わせて、6回を限度として 円 (うち、取引にかかる消費税額および地方消費税額 円) を支払うものとする。
- 3 経済情勢の変化のため物価、賃金等に著しく変動が生じた場合または法令変更に基づく契約業務内容の変更、その他契約金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、甲乙協議の上、契約金額を改定することができる。
- 4 契約期間途中において消費税等の率に変更された場合には、甲乙協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条の規定による。

(契約業務の履行)

第6条 乙は、この契約の履行にあたり、関係法令および同規定を遵守し、仕様書に定める範囲および基準を誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(現場責任者)

第7条 乙は、契約業務の履行にあたり、乙を代理する現場責任者を選任して、以下の任にあたらしめるものとする。

- (1) 当該現場における乙の従業員に対する労務管理
- (2) 契約業務の履行にかかる指揮監督
- (3) 契約業務に関する甲との業務連絡および調整

- 2 甲は、契約業務の履行に関する委託者としての注文および指示を乙が選任した前項の責任者に対して行うものとする。

(業務の履行責任)

第8条 甲は、乙が行う契約業務履行に瑕疵があり、または善良なる管理者の注意義務を欠いたために不完全な履行が行われた場合は、乙に対して直ちに完全な履行を請求することができる。ただし、甲の建物施設等に乙が予見できない瑕疵欠陥があったとき、または甲が提供した付属備品、機器の瑕疵等、乙の責に帰さないときはこの限りではない。

(計画および報告)

第9条 乙は、仕様書に基づき契約業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を履行するものとする。ただし、甲において実施計画に異議があるときは甲乙協議する。

2 乙は、必要に応じ日誌および報告等の書面をもって業務履行状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 乙が建物躯体、付帯設備等に損傷あるいは不良箇所を発見したときは、乙はその旨を速やかに報告しなければならない。

甲は、必要に応じて乙に対して契約業務の履行状況について報告を求めることができる。

(労働関係法令の遵守、調査および責任)

第10条 乙は、乙の従業員に対する雇用者および使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働関係法令を遵守し、すべての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

2 乙は、甲の所有または占有に関わる建物施設等が、乙の従業員に対し安全上または衛生上の危険もしくは有害のおそれが発見された時は、甲に対し直ちにその旨を申出るとともに甲はその申出に応じ速やかに措置をとりまたは、乙が措置することを認めるものとする。

3 前項の場合、乙はその安全が確認されるまで、甲に対し契約業務の履行を拒否することができる。この場合において、甲は第4条の契約金額の支払業務を免れないものとする。

(規律維持)

第11条 乙は、契約業務に従事する自己の従業員に対する管理上の責任を負い、服務規律を維持して秩序ある業務を行うものとする。

(検査)

第12条 乙は、毎回の業務が終了した都度、委託業務報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は前項により業務終了の報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

(業務委託料の請求および支払い)

第13条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項に規定による請求の内容が適正であると認めたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に、乙に業務委託料を支払わなければならない。

3 甲は、自己の責に帰すべき事由により料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づき定められた率に乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(守秘義務)

第 14 条 甲および乙は、契約業務の履行を通じて知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第 15 条 乙は、契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

- 2 乙は、契約金額の 50%を超える業務の履行を第三者に委任しまたは請け負わせてはならない。
- 3 乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請け負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、または請け負わせた業務の履行および当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙または乙が業務の一部を委任し、または請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。乙は、この契約に基づく権利業務の全部または一部を、第三者に譲渡または再委託してはならない。ただし、第 2 条の業務のうち特殊的業務について、甲の承認を得た業務の再委託についてはこの限りではない。

(催告による契約解除)

第 16 条 甲または乙がやむを得ない事由により契約期間中に契約を解除しようとする場合は、30 日前までに書面をもってその旨を相手方に通知し、甲乙協議するものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合は、相手方に違約金を支払わなければならない。この場合、違約金の額は甲乙協議して定めるものとする。
- 3 契約解除にあたり、乙は甲の申し出に基づき契約業務の引継ぎが完全かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。
- 4 甲または乙に契約違反があり、契約業務の履行に重大な支障が生じる場合は、前 3 項の規定にかかわらず、直ちに相手方に通知し契約を解除することができる。

(催告によらない契約解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）または暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 18 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）および再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）ならびに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、または下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、もしくは下請負人等の契約を承認したとき、または正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、もしくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報および報告)

第 19 条 乙は、本契約に関して、自らまたは下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報および捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第 20 条 乙は、この委託業務の履行において、本契約に違反したこと等により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りではない。

- 2 乙は、この委託業務の履行において、第三者に損害を与えたときは、乙の責任により損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りではない。
- 3 前 2 項の規定より賠償すべき損害額は、甲乙協議して定める。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議事項)

第 22 条 この契約に定めのない事項または契約書の事項について疑義が生じたときは、甲乙双方誠意をもって協議の上解決するものとする。

この契約書の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県南城市大里字大里 2000 番地  
沖縄県動物愛護管理センター

所長 ●●

乙 ●●

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定)

第4 乙は、甲の指定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

#### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

#### (事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中および退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、または乙自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したものは、当該方法によるものとする。また、甲の承諾を得て再委託した場合、乙は甲の指示により、この契約終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(その他)

第14 乙は、第1から第13までの規定に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。